

社会人のための各種支援制度や奨学金（北都保健福祉専門学校）

番号	主な制度の名称		資格・条件	給付金あるいは貸与額	義務	応募時期				
① 教育訓練給付金	専門実践教育訓練給付金		入学前まで雇用保険に2年以上（初回申請者）加入していた方（2回目申請者は3年以上）。ただし、一旦入学費用を学校に納付する。給付生となれば、6ヶ月ごとに年2回給付を受ける。入学前の退職時期は原則1年以内であるが、退職から入学までの期間がそれ以上の場合、合理的な理由（例えば、妊娠・出産、病気療養、その他の理由など）により19年間まで認められることがある。	本校看護学科や理学療法学科の場合、入学後3年間は支給される。在学中は入学金や授業料の50%。ただし、支給上限額（40万円）が設定されている。卒業の条件を満たせば、さらに最大30%までの追加支給がある。	途中で講座の学びを中止（退学、休学、留年）すると、その時点で給付生の資格を喪失する。ただし、それまでの給付金を返還する義務はない。ただし、6ヶ月ごとにハローワークに支給申請すること。	授業開始の2週間前までにハローワークでの受給有資格者の確認・登録の完了が必須。本年度は本校看護学科や理学療法学科が給付対象講座の指定を受けた場合、すぐに残りの手続きを完了すると、新学期から給付生になることができる。上記の手続きが間に合わないと、給付生と認められない。				
③ 日本学生支援機構（JASSO）奨学金	第2種		申請は在学採用のみ。高校卒業以上の学歴（平均以上の学歴）であること。申請者および生計維持者の所得等に基づく貸与算定基準額が一定以下であること、および、資産が5000万円未満であること。具体的には、世帯の状況によって収入の上限は異なるが、一応の目安として、 ・2人世帯（本人+親1人）：約716万円 ・3人世帯（本人+親2人（うち1人無収入））：約803万円 ・4人世帯（本人+親2人+中学生）：約1,113万円ほどと考えられる。	貸与してもらう月額は、2万円～12万円から選ぶことができる。貸与中に変更可能。さらに、国の教育ローンを申請し、不支度になった場合、一時金（入学時特別増額貸与奨学金）として入学した月の初回振込時に限り、「入学時特別増額貸与奨学金（有利子）」を併せて借りることができる。	返還は卒業後7ヶ月目から始まる。利子（定率か変動利息かどちらかを選ぶ）をつけた元利合計を20年以内で返還する。ただし、返還猶予などの規定もある。教育ローンの返済は、⑨を参照のこと。	第2種に加え教育ローン（あるいは入学時特別増額貸与奨学金）を申請する場合、入学後の下記のタイミングで、同時に申請しなければならない。 第1回募集：4月下旬～5月上旬（期限は5月10日必着など） 第2回募集：6月上旬～6月下旬（期限は6月10日必着など）				
	第1種		第一種（④）は第二種（③）に比べ所得制限やるバイトなどが厳しい。以下は一応の目安。2人世帯（本人+親1人）□ 約761万円、3人世帯（本人+親2人（うち1人無収入））約803万円、4人世帯（本人+親1人+親2人（共働き）+中学生）約893万円、5人世帯（本人+親2人+中・小学生）約958万円。また学力基準は高校時代は3.5以上。	自宅通学：2万円～5.3万円 自宅外通学：2万円～6万円。	無利子で貸与額のみを返還する。	国の教育ローンを希望する場合は同時に申請すること。				
	第1種と第2種の併用		この場合、さらに条件や制限が厳しくなる。収入目安としては、2人世帯（本人+親1人）約716万円、3人世帯（本人+親2人（うち1人無収入））約803万円、4人世帯（本人+親1人+親2人（共働き※）+中学生）約892万円、5人世帯（本人+親2人（共働き※）+中・小学生）約958万円。		これらの項目はそれぞれ1種と2種の条件に従う。					
⑤	修学学支援新制度1区分									
⑥	修学学支援新制度2区分		高校卒業日から2年以内の方のみがこの制度に申請できない。そのため、ほとんどの社会人学生は適用外となる（出願できない）。							
⑦	修学学支援新制度3区分		ただし、社会人学生の子供が同時にあるいは少し遅れて大学や専門学校に入学する場合、本制度に申請することは可能である。世帯の状況に応じて国の教育ローン申請もできる。ただ、これらの採否は世帯状況に依存する。							
⑧	修学学支援新制度4区分									

⑨	日本政策金融公庫	(国の) 教育ローン	社会人入学生がこのローンだけに申請することはできる。さらに、JASSOの奨学金や教育訓練給付金との併用も可能である。	貸与額：10万円、20万円、30万円、40万円、50万円から選択可。	18年以内で返還プランが設定される。返済開始時期は借入日の翌月から返済が始ま流。ただし、在学期間中は「元金据置（利息のみの支払い）」を選択できる場合がある。金利は固定金利となる。	国の教育ローンのみを申請する場合、1月から3月までに申請できる。他の奨学金と同時に申請する場合は学採用となるため、第1回募集：4月下旬～5月上旬（期限は5月10日必着など）。第2回募集：6月上旬～6月下旬（期限は6月10日必着など）。
⑩	民間銀行	教育ローン	色々な教育ローンが用意されている。			
⑪	医療機関提供の奨学金	貸与型奨学金	旭川市内の病院では、本校学生となれば奨学金を出してくれるところが20施設ほどある。他の市町村の医療機関のものにも申請できる。教育訓練給付金と併用が可能であるか、この契約が貸与型か給付型により、教育訓練給付金の給付金が異なることがある。	月額平均5万円（3～7万円ほどの幅がある）ほどが多い。	卒業後は一定期間その医療機関に勤める義務がある。これを履行できないときは、一括返還を求められることが多い。注意すべきは、貸与型奨学金が就職後に給付型となった場合、過払いの教育訓練給付金を返還しなければならなくなる。そうしないと、不正受給となる。	応募は随時が多いが、医療機関によっては定員があるため、早い日の応募が望ましい。
⑫	地方自治体 奨学金	奨学金・給付金	市町村で奨学金の貸与や給付金を提供しているところに連絡し、申請者の条件、貸与や給付金額、さらには、返還条件などを確認して欲しい。公表していないが、希望者があれば対応するというところもある。	月額4～5万円ほどが多い。	卒業後の就労義務があるところが多い。	同上
⑬	地方自治体 の支援制度	奨学金 返還補助事業	旭川市若者地元定着奨学金返済事業など全道や全国の市町村で奨学金の返還を支援するところがある。	旭川市：年7万円×3年間＝21万円、当麻町：年24万円×3年間＝72万円、美幌町：上限年20万円×10年間＝200万円、仁淀川町（高知県）：最大年24万円×15年＝360万円など様々であるが、多くは20～30万円。	就職する地方自治体が支援する。人口密度が低いところほど高額。	卒業後の就職先の市町村にあらかじめ相談するのが良い。
⑭	北海道	北海道看護職員 養成修学資金	道内で看護業務に従事する意思がある人	月額3.6万円を貸与。	道内に指定施設で一定期間働くと、返還免除になる。年齢制限が明記されていないが、自治体ごとに要件あり。	入学後に学校を通じて行う。
⑮	旭川市子育て支援部の 補助制度	旭川市自立支援 教育訓練給付金	ひとり親家庭の父または母であること。自立支援相談員と事前相談すること。過去にこの制度の給付金を受けていないこと。進学する学校の学科が厚生労働省の教育訓練給付金認定講座であること。半年ごとに継続申請する必要あり。	ひとり親であり、国の制度（①）の給付生になった場合は、卒業し就職後に国の制度の差額を受給できる。ただし、本校入学時点での対応を市に届ける必要あり。また、（①）の給付生として認定されなかった場合は、市に相談することで、旭川市自立支援教育訓練給付金の受給を受けることができる。この場合、年間40万円×3年間（看護学科120万円）あるいは40万円×4年間（理学療法学科160万円）。	中途で休学する場合は、まずは市担当部署に相談すること。半年ごとの継続申請をする必要がある。	3月までに相談員と相談し、この制度に該当者であることがわかると、4月の入学後にこの制度の申請をすることになる。
⑯	旭川市子育て支援部の 補助制度	ひとり親家庭高等職業 訓練促進給付金	看護師や理学療法士を目指す社会人で、ひとり親家庭の父あるいは母であること。児童扶養手当の支給を受けているか、同様の所得水準であること。母子・父子自立支援員と話を必要と認められること。就業または育児と就業両立が困難であること。同種の他の制度を受けていないこと。また、①の教育訓練給付金との併用は可能であるが、②とはできない。そのため、②と⑯のどちらか一つ（有利な方）を選ぶことになる。半年ごとに継続申請する必要あり。	市民税非課税世帯：月10万円（卒業年次は14万円）。市民税課税世帯：月7万円（卒業年次は11万円）。その他終了後に一度、5万円（非課税世帯）あるいは2.5万円（課税世帯）を支給される。最大4年間の支給。	途中で休学すると停止になるが、復学とともに、再開はある。完全に学習をやめる場合、それまでの支給金の返還義務はない。	

⑯	北海道母子寡婦福祉連合会	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金(入学・就職準備金)	教育訓練給付金の給付を受けている人は対象外。その他の給付制度との併用も不作為できないことがある。ひとり親の就学や就職のための一時金の貸付。	入学準備金50万円以下。就職準備金20万円以下。	卒業後1年以内に道内に就職し、5年以上的勤務で返還が免除される。	4月10日までに入学や就職をしていること。
⑰	その他の支援制度(1)	あしなが育英会	親が遺児や障害者であり、高校卒業後はたらかざるを得なかつたという場合など、社会人経験者といえども、この育英会の条件を満たせば、奨学金あるいは入学支度金制度などの支援を受けられることがある。ただ、年齢制限などがある。			
⑱	その他の支援制度(2)	自然災害・家計急変奨学金	社会人でも対象となる支援制度がある。JASSO災害・家計急変奨学金、修学支援新制度(給付型)、自治体/NPO支援。専門実践教育訓練給付金など。個々人の状況により判断される。			

注意事項

- 1) 黄色カラムの⑤～⑧は社会人に該当しない。しかし、その方の子供達は該当する可能性がある。
- 2) 給付制度や奨学金によっては年齢制限がある場合もある(特に、民間の医療機関が提供するものなどで)。
- 3) 複数の制度が併用できるか否かはそれぞれ問い合わせが必要となる。